

企業会計基準第 37 号「期中財務諸表に関する会計基準」

企業会計基準第 37 号「期中財務諸表に関する会計基準」(改正 2026 年 1 月 9 日)を次のように改正する(改正部分に下線を付している。)

改正後	改正前
企業会計基準第 37 号 期中財務諸表に関する会計基準 2025 年 10 月 16 日 改正 2026 年 1 月 9 日 <u>最終改正 2026 年 10 月 16 日</u> 企業会計基準委員会	企業会計基準第 37 号 期中財務諸表に関する会計基準 2025 年 10 月 16 日 改正 2026 年 1 月 9 日 企業会計基準委員会 <u>本会計基準は、2026 年 7 月 7 日までに公表された次の修正が反映されている。</u> <u>・企業会計基準第 27 号「法人税等に関する会計基準」(2026 年 7 月 7 日改正)</u>
会計基準 期中財務諸表の作成基準 開 示 注記事項 24. 期中財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1)～(13) (略) (14) 重要な<u>金融保証契約及び</u>その他の重要な偶発債務	会計基準 期中財務諸表の作成基準 開 示 注記事項 24. 期中財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1)～(13) (略) (14) 重要な<u>保証債務</u>その他の重要な偶発債務

改正後	改正前
(略)	(略)
適用時期等	適用時期等
適用時期 34-2. 2026 年 1 月に改正された本会計基準（以下「2026 年 1 月改正会計基準」という。）の適用時期は、企業会計基準第 41 号「後発事象に関する会計基準」（以下「後発事象会計基準」という。）と同様とする。	適用時期 34-2. 2026 年に改正された本会計基準（以下「2026 年改正会計基準」という。）の適用時期は、企業会計基準第 41 号「後発事象に関する会計基準」（以下「後発事象会計基準」という。）と同様とする。
34-3. <u>2026 年 10 月に改正された本会計基準（以下「2026 年 10 月改正会計基準」という。）の適用時期は、2026 年 10 月改正の企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）と同様とする。</u>	(新 設)
経過措置 35-2. 2026 年 1 月改正会計基準の経過措置は、後発事象会計基準と同様とする。	経過措置 35-2. 2026 年改正会計基準の経過措置は、後発事象会計基準と同様とする。
35-3. <u>2026 年 10 月改正会計基準の適用初年度においては、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金及びその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する。</u>	(新 設)
35-4. <u>2026 年 10 月改正会計基準の適用初年度においては、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行う</u>	(新 設)

改正後	改正前
<u>ことを要しない。</u>	
議 決 37-2. 2026 年 1 月改正会計基準は、第 566 回企業会計基準委員会に出席した委員 13 名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。 （後 略）	議 決 37-2. 2026 年改正会計基準は、第 566 回企業会計基準委員会に出席した委員 13 名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。 （後 略）
<u>37-3. 2026 年 10 月改正会計基準は、第 585 回企業会計基準委員会に出席した委員 12 名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。</u> <u>川 西 安 喜（委員長）</u> <u>紙 谷 孝 雄（副委員長）</u> <u>古 内 和 明（副委員長）</u> <u>矢 野 貴 詳</u> <u>安 宅 広 興</u> <u>穴 田 祐 史</u> <u>熊 谷 五 郎</u> <u>栗 原 雅 男</u> <u>丹 昌 敏</u> <u>松 下 晃 平</u> <u>吉 田 剛</u> <u>米 山 正 樹</u>	（新 設）

改正後	改正前
結論の背景 検討の経緯 BC6-2. 2026 年 <u>1 月</u>改正会計基準は、後発事象会計基準の公表により後発事象の定義及び評価期間を定めたこと等に伴い所要の改正を行ったものである。	結論の背景 検討の経緯 BC6-2. 2026 年改正会計基準は、後発事象会計基準の公表により後発事象の定義及び評価期間を定めたこと等に伴い所要の改正を行ったものである。
BC6-3. <u>2026 年 10 月改正会計基準は、2026 年 10 月の金融商品会計基準の改正において、予想信用損失モデルを導入することに伴い、一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の区分を廃止することとしたことから、所要の改正を行ったものである。</u>	(新 設)
2025 年会計基準の検討の前提 BC13. 本会計基準 BC6 項に記載のとおり、<u>2025 年会計基準は、改正後の金融商品取引法に基づく第一種中間財務諸表等と、金融商品取引所の定める規則に基づく第 1 四半期及び第 3 四半期の四半期財務諸表の両方に適用可能となるように、企業会計基準第 33 号等と企業会計基準第 12 号等を統合することを目的としている。</u>ここで、本会計基準 BC7 項から BC12 項に記載のとおり、改正後の金融商品取引法に基づく半期報告書制度では、期首から 6 か月間を 1 つの会計期間（中間会計期間）として第一種中間財務諸表等を作成することになるため、統合にあたっては次のことが前提になると考えられる。	本会計基準の検討の前提 BC13. 本会計基準 BC6 項に記載のとおり、<u>本会計基準は、改正後の金融商品取引法に基づく第一種中間財務諸表等と、金融商品取引所の定める規則に基づく第 1 四半期及び第 3 四半期の四半期財務諸表の両方に適用可能となるように、企業会計基準第 33 号等と企業会計基準第 12 号等を統合することを目的としている。</u>ここで、本会計基準 BC7 項から BC12 項に記載のとおり、改正後の金融商品取引法に基づく半期報告書制度では、期首から 6 か月間を 1 つの会計期間（中間会計期間）として第一種中間財務諸表等を作成することになるため、統合にあたっては次のことが前提になると考えられる。

改正後	改正前
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)
開発にあたっての基本的な方針 企業会計基準第 33 号等及び企業会計基準第 12 号等の統合 BC16. このため、<u>2025 年会計基準では、金融商品取引法に基づく第一種中間財務諸表等と金融商品取引所の定める規則に基づく四半期に係る財務情報の会計処理が同一の結果となるように、企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則を採用することとした。</u>この原則を採用した場合に会計処理に影響が生じる可能性のある項目は、企業会計基準適用指針第 32 号において経過措置として定められた項目である。当該項目は次のとおりであり、個別に検討を行い、適用指針において取扱いを定め<u>ることとし、検討の経緯は適用指針の結論の背景に記載することとした。</u> (1) 一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理 (2)～(4) (略)	開発にあたっての基本的な方針 企業会計基準第 33 号等及び企業会計基準第 12 号等の統合 BC16. このため、金融商品取引法に基づく第一種中間財務諸表等と金融商品取引所の定める規則に基づく四半期に係る財務情報の会計処理が同一の結果となるように、企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則を採用することが<u>考えられる。</u>この原則を採用した場合に会計処理に影響が生じる可能性のある項目は、企業会計基準適用指針第 32 号において経過措置として定められた項目である。当該項目は次のとおりであり、個別に検討を行い、適用指針において取扱いを定め<u>ており、</u>検討の経緯は適用指針の結論の背景に記載<u>している。</u> (1) 一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理 <u>(適用指針第 3 項(2))</u> (2)～(4) (略)
BC16-2. <u>2026 年 10 月改正の金融商品会計基準において予想信用損失モデルを導入し、これに伴い、前項(1)の前提となっていた一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の区分を廃止することとしたことから、前項(1)について見直し、「信用減損していない債権等の予想信用損失の算定における簡便的な会計処理」</u>	(新 設)

改正後	改正前
<u>の定めを設けることとした（適用指針第3項）。</u>	
BC17. 本会計基準は、<u>BC16 項及び BC16-2 項</u>の個別に検討を行ったものを除き、基本的に企業会計基準第 33 号等と企業会計基準第 12 号等の定め及び考え方を引き継いでいる。このため、本会計基準の開発にあたり再検討を実施せずに考え方を引き継いでいるものについては、企業会計基準第 33 号等及び企業会計基準第 12 号等の結論の背景をそのまま引用している。	BC17. 本会計基準は、<u>前項</u>の個別に検討を行ったものを除き、基本的に企業会計基準第 33 号等と企業会計基準第 12 号等の定め及び考え方を引き継いでいる。このため、本会計基準の開発にあたり再検討を実施せずに考え方を引き継いでいるものについては、企業会計基準第 33 号等及び企業会計基準第 12 号等の結論の背景をそのまま引用している。
企業会計基準第 33 号等及び企業会計基準第 12 号等以外の企業会計基準及び企業会計基準適用指針で定めていた期中の取扱いの取り込み BC19. 従来、企業会計基準第 33 号等及び企業会計基準第 12 号等以外の他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針（以下「他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針」という。）の一部において、四半期財務諸表又は第二種中間財務諸表等の取扱いが定められていたが、<u>2025 年</u>会計基準の開発にあたり個別のテーマに関する企業会計基準及び企業会計基準適用指針については年度の会計処理及び開示を取り扱うものと整理し、四半期財務諸表の取扱いは次のとおり本会計基準等に取り込むこととした。 (1)～(2) (略)	企業会計基準第 33 号等及び企業会計基準第 12 号等以外の企業会計基準及び企業会計基準適用指針で定めていた期中の取扱いの取り込み BC19. 従来、企業会計基準第 33 号等及び企業会計基準第 12 号等以外の他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針（以下「他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針」という。）の一部において、四半期財務諸表又は第二種中間財務諸表等の取扱いが定められていたが、<u>本</u>会計基準の開発にあたり個別のテーマに関する企業会計基準及び企業会計基準適用指針については年度の会計処理及び開示を取り扱うものと整理し、四半期財務諸表の取扱いは次のとおり本会計基準等に取り込むこととした。 (1)～(2) (略)
BC20. 一方、他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針において第二種中間財務諸表等の取扱いを定めていたもののうち四半期財務諸表及び第一種中間財務諸表等の取扱いを定めていない取	BC20. 一方、他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針において第二種中間財務諸表等の取扱いを定めていたもののうち四半期財務諸表及び第一種中間財務諸表等の取扱いを定めていない取

改正後	改正前
扱いについては、個別に検討を行い、期中財務諸表における取扱いを明らかにすることとした。当該取扱いは次のとおりであり、適用指針において取扱いを定め、検討の経緯は適用指針の結論の背景に記載している。 (1) 役員賞与の会計処理（適用指針第 15 項及び BC20 項） <u>2025 年会計基準公表前の企業会計基準第 4 号「役員賞与に関する会計基準」第 14 項の取扱い</u> (2) 自己株式の処分及び消却（適用指針第 68 項及び BC28 項） <u>2025 年会計基準公表前の企業会計基準第 1 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」第 42 項及び第 45 項の取扱い</u>	扱いについては、個別に検討を行い、期中財務諸表における取扱いを明らかにすることとした。当該取扱いは次のとおりであり、適用指針において取扱いを定め、検討の経緯は適用指針の結論の背景に記載している。 (1) 役員賞与の会計処理（適用指針第 15 項及び BC20 項） <u>本会計基準公表前の企業会計基準第 4 号「役員賞与に関する会計基準」第 14 項の取扱い</u> (2) 自己株式の処分及び消却（適用指針第 68 項及び BC28 項） <u>本会計基準公表前の企業会計基準第 1 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」第 42 項及び第 45 項の取扱い</u>
期中財務諸表の作成基準 会計処理 企業会計基準第 12 号の定め及び考え方を引き継いだもの <u>BC30-2. 前項に記載した企業会計基準第 12 号の結論の背景のうち、第 47 項に記載されている一般債権の貸倒見積高の算定方法については、2026 年 10 月改正の金融商品会計基準において予想信用損失モデルを導入し、これに伴い、一般債権の貸倒見積高の算定方法における簡便的な会計処理の前提となっていた一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の区分を廃止することとしたことから、「信用減損していない債権等の予想信用損失の算定における簡便的な会計処理」の定めを設けることとした（適</u>	期中財務諸表の作成基準 会計処理 企業会計基準第 12 号の定め及び考え方を引き継いだもの （新 設）

改正後	改正前
<u>用指針第3項)。</u> 適用時期等 適用時期 BC46-2. <u>2026年10月の本会計基準の改正は、2026年10月の金融商品会計基準の改正に伴うものであるため、2026年10月改正会計基準の適用時期は2026年10月改正の金融商品会計基準の適用時期と同様とした（本会計基準第34-3項参照）。</u> 経過措置 BC47-2. <u>2026年10月改正会計基準の適用初年度においては、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金及びその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することとし（第35-3項参照）、また、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しないこととした（第35-4項参照）。</u>	適用時期等 適用時期 （新 設） 経過措置 （新 設）

以 上